

## 提案基準 P 付属建築物として最低限必要な管理棟

市街化調整区域に存する、又は新たに設置する駐車場、資材置場、及び産業廃棄物の処理施設等（以下「施設」という。）を適正に利用するために最低限必要な管理棟を建築する場合の提案基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

### 基準の内容

1. 管理棟の用途は、当該施設で作業する労働者のための最低限必要なものであること。
2. 管理棟の位置は、当該施設内に建築するものであること。
3. 管理棟の敷地の規模は、次によるものであること。
  - (1) 駐車場・資材置場に係るものは、その面積が2,000㎡以上の場合に限り概ね30㎡以下であること。
  - (2) 産業廃棄物の処理施設等に係るものは、その面積が5,000㎡未満の場合は概ね60㎡以下、5,000㎡以上の場合は概ね80㎡以下であること。
  - (3) 専用通路を必要とする場合は、当該専用通路部分の面積は含まないものとする。
4. 管理棟の最高の高さは、10mを限度とすること。
5. 管理棟の敷地は、9m以上（周辺状況によりやむを得ない場合は6m以上）の幅員を有する道路に接していること。
6. 産業廃棄物の処理施設等は、神奈川県「市街化調整区域における産業廃棄物の処理施設等の設置に係る取扱指針」（平成11年5月1日施行）に適合するものであること。
7. 当該土地が農地であるときは、農地転用の許可が受けられるものであること。

### 審査上の留意点

- (1) 駐車場・資材置場の管理棟においては、営業活動、事業活動を行わないものであること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく許可を平成11年4月30日以前に受けた既存の処理施設等の敷地に接続する道路は、小区間で通行上支障のない場合は基準の内容5.中（周辺状況によりやむを得ない場合は6m以上）とあるのは（周辺の・・・は4m以上）と読み替えるものとする。
- (3) 産業廃棄物の処理施設等の主管課は、次のとおりである。

神奈川県 : 環境農政部 廃棄物対策課